

第99回 定時株主総会招集ご通知

日時 | 2022年6月30日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

場所 | 東京都中央区八重洲一丁目3番7号
八重洲ファーストフィナンシャルビル
ベルサール八重洲 3階「ROOM1+2+3」
開催場所が今年の会場から変更となりますので
ご注意ください。

ライブ配信のご案内

株主総会当日は、ご自宅等から株主総会の模様をリアルタイムでご視聴いただけるよう、インターネットによるライブ配信を行ないます。

株主総会開催日時点での新型コロナウイルスの感染状況やご自身の体調をご確認のうえ、ライブ配信もご活用くださいますようお願い申し上げます。

詳細は3頁に記載の「株主総会ライブ配信のご案内」をご確認ください。

- 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、**極力、株主総会当日のご来場をお控えいただき、書面またはインターネット等による議決権のご行使をお願い申し上げます。**
- 本総会においては、感染拡大防止のため座席の間隔を拡げることから、**ご用意できる席数が大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいてもご入場をお断りする場合がございますので、予めご了承ください**ますようお願い申し上げます。
- 本総会の議事は、**円滑な進行となる方法を工夫し時間を短縮いたします**ので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。
- 今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、下記当社ウェブサイトにてお知らせいたします。
<https://www.shibaura-machine.co.jp>
- 本総会では、お土産はございません。何卒ご理解賜わりますようお願い申し上げます。



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/6104/>



芝浦機械グループ 経営理念

<企業理念>

わたしたちは、世界中でお客様の価値最大化に貢献していきます。

<経営基本方針>

時代への適応と革新

わたしたちは、最新テクノロジーを取り入れ、変化を恐れず時代に適応し革新する企業であり続けます。

期待を越える顧客満足

わたしたちは、期待に応えるだけでなく、期待を越えるお客様の満足を実現します。

基盤づくりで社会貢献

わたしたちは、産業基盤に関わり、あらゆる場所で社会に役立っていることを誇りとします。

人材を育成し次世代へ

わたしたちは、技術と技能を継承し、仕事に対する誇りと責任を持つ人材をこれからも育てていきます。

感謝・感激・感動

わたしたちは、お客様・お取引先様・家族に感謝を忘れず、感激・感動の共有を目指します。

(目 次)

	頁		頁
第99回定時株主総会招集ご通知	1	連結株主資本等変動計算書	39
新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について	2	連結注記表	40
株主総会ライブ配信のご案内	3	貸借対照表	51
議決権行使の方法についてのご案内	4	損益計算書	52
事業報告	6	株主資本等変動計算書	53
1. 企業集団の現況に関する事項	6	個別注記表	54
2. 会社の株式に関する事項	16	連結計算書類に係る会計監査報告	60
3. 会社の新株予約権等に関する事項	16	計算書類に係る会計監査報告	62
4. 会社役員に関する事項	17	監査等委員会の監査報告	64
5. 会計監査人の状況	29	株主総会参考書類	66
6. 業務の適正を確保するための体制	30	第1号議案 定款一部変更の件	66
7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要	34	第2号議案 取締役（監査等委員である取締役に除く。）9名選任の件	68
8. 会社の支配に関する基本方針	35	第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	76
9. 剰余金の配当等の決定に関する方針	36	(ご参考)第2号議案承認可決後の取締役および監査等委員が有する知識・経験・能力	77
連結貸借対照表	37	株主総会会場ご案内図	裏表紙
連結損益計算書	38		

証券コード：6104
2022年6月15日

株 主 各 位

東京都千代田区内幸町二丁目2番2号
芝浦機械株式会社
取締役社長 坂 元 繁 友

第99回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚くお礼申しあげます。

さて、当社第99回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、**極力、総会当日のご来場をお控えいただき、書面またはインターネット等による議決権のご行使をお願い申しあげます。**お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、4頁～5頁のご案内に従って、2022年6月29日（水曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月30日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
 2. 場 所 東京都中央区八重洲一丁目3番7号 八重洲ファーストフィナンシャルビル
ベルサール八重洲 3階 「ROOM1+2+3」
開催場所が昨年の会場と異なりますので、ご注意ください。
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第99期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第99期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |

以 上

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.shibaura-machine.co.jp>）に掲載させていただきます。
本総会では、お土産はございません。何卒ご理解賜りますよう、お願い申しあげます。

新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について、以下のとおりご案内申し上げます。
株主の皆様のご理解ご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

1. 株主の皆様へのお願い
 - ・株主の皆様におかれましては、**極力、書面またはインターネット等により事前に議決権を行使いただき、本総会当日のご来場をお控えくださいますようお願い申し上げます。**
 - ・本総会においては、感染拡大防止のため座席の間隔を拡げることから、**ご用意できる席数が大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいてもご入場をお断りする場合がございます**ので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。
 - ・株主総会当日は、**ご自宅等から株主総会の模様をリアルタイムでご視聴いただけるよう、インターネットによるライブ配信を行ないます。**株主総会開催日時点での新型コロナウイルスの感染状況やご自身の体調をご確認のうえ、ライブ配信もご活用くださいますようお願い申し上げます。詳細は3頁に記載の「株主総会ライブ配信のご案内」をご確認ください。
2. 来場される株主様へのお願い
 - ・会場では、マスクのご着用やアルコール消毒液のご使用等にご協力をお願い申し上げます。ご協力いただけない場合は、ご入場をお控えいただく場合がございますので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。
 - ・受付や会場内で**体調がすぐれないと見受けられる株主様には、運営スタッフがお声かけのうえ、状況を確認させていただく場合がございます。また、状況により控室のご案内もございます**ので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。
 - ・株主総会にご出席の株主様へのお土産、飲食等につきましては、取り止めさせていただきます。予めご了承くださいませようお願い申し上げます。
 - ・受付時に非接触式の体温計で計測させていただき、**37.5度以上の発熱を感知した場合には、再度、接触式の体温計で計測させていただきます。それでも発熱が認められた場合には、入場をお断りさせていただく場合がございます**ので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。
3. 当社の対応について
 - ・株主総会に臨む役員・運営スタッフは、検温も含めた事前の体調確認を十分行なったうえ、マスク着用で対応いたします。
 - ・質問用のマイクにつきまして、適時消毒を行ないます。
 - ・**本総会の議事は、円滑な進行となる方法を工夫し時間を短縮いたします**ので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

なお、今後の状況変化によっては、上記の内容を含む対応内容（開催会場、開催場所等も含みます）を変更させていただく可能性がございます。最新の情報は、当社のウェブサイト（<https://www.shibaura-machine.co.jp>）でご確認をいただければ幸いです。



株主総会ライブ配信のご案内

株主総会当日にご自宅等から株主総会の模様をリアルタイムでご視聴いただけるよう、以下のとおりインターネットによるライブ配信を行います。

1. 配信日時

2022年6月30日（木曜日）午前10時から株主総会終了時刻まで

※配信ページへは、株主総会開始時刻30分前の午前9時30分頃よりアクセスいただけます。

2. 当日の視聴方法

株主様認証画面（ログイン画面）で必要となる「**株主番号**」を予めご用意の上、パソコンまたはスマートフォン等で以下のURLまたはQRコードからアクセスをお願いいたします。
（**議決権行使書を投函する前に「株主番号」を必ずお手元にお控えください。**）

QRコード



視聴用ウェブ
サイトURL

<https://live.kit-ai.jp/streaming/shibaura-machine2022/index>

※2022年6月23日(木)午前9時から株主総会当日の午前9時30分までの間、上記方法にて視聴環境のテストを行なっていただくことが可能です。ご視聴を予定されている株主様におかれましては、事前テスト配信にて視聴環境のご確認をお願いいたします。

- ① ID：議決権行使書に記載されている「**株主番号**」（9桁の半角数字）
- ② パスワード：2022年3月末時点における株主名簿上のご登録住所の「**郵便番号**」（7桁の半角数字）

3. ご留意事項

- (1) やむを得ない事情により、ライブ配信を行なうことができなくなる可能性がございます。その場合は、当社ウェブサイト（<https://www.shibaura-machine.co.jp>）にてお知らせいたします。
- (2) **本ライブ配信をご視聴いただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められないため、議決権の行使やご質問を含めた一切のご発言を行なっていただくことはできません。議決権につきましては、4頁～5頁にてご案内の方法により事前に行使くださいますようお願い申し上げます。**
- (3) ご視聴は、株主様ご本人のみに限定させていただきます。IDおよびパスワードの第三者への提供は固くお断りいたします。
- (4) ライブ配信の撮影・録画・録音・保存およびSNS等への公開等は、固くお断りいたします。
- (5) ライブ配信終了後のオンデマンド配信は行ないませんので、予めご了承ください。
- (6) インターネットの通信環境等により、映像および音声の乱れ、配信の中断等の不具合が生じる場合がございますので、予めご了承ください。
- (7) ご使用の機器やネットワーク環境によっては、ご視聴いただけない場合がございます。
- (8) 視聴用ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、通信料金等）は、株主様のご負担となります。
- (9) ライブ配信用の会場の撮影につきましては、株主様のプライバシー等に配慮し議長席および役員席付近のみとさせていただきますが、やむを得ず株主様が映り込んでしまう場合がございますので、予めご了承ください。

【ライブ配信に関するお問い合わせ先】

「映像が映らない」、「視聴ページへのアクセス方法が分からない」などネットワーク環境等の技術的な点に関するお問い合わせは、以下の「サポート電話窓口」までお問い合わせください。

木村情報技術株式会社 サポート電話窓口：0952-97-9424

受付期間：2022年6月23日（木）～6月30日（木）株主総会当日まで ※土・日・祝日等を除く
受付時間：午前9時～午後6時まで [6月30日（木）は、株主総会終了時刻まで]

議決権行使の方法についてのご案内

議決権の行使方法は、以下の方法がございます。後記の株主総会参考書類をご参照のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

株主総会への出席による議決権行使の場合



議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2022年6月30日（木曜日）午前10時

書面（議決権行使書）による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2022年6月29日（水曜日）午後5時30分

インターネット等による議決権行使の場合



インターネット等による議決権行使のご案内（右記）をご参照のうえ、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月29日（水曜日）午後5時30分

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、2022年6月29日（水曜日）午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネット等による議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

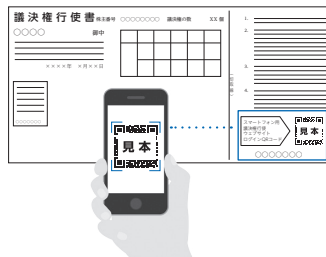
2. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

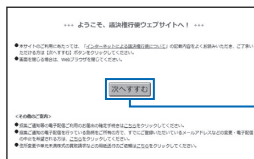
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

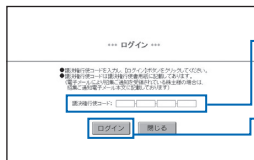
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

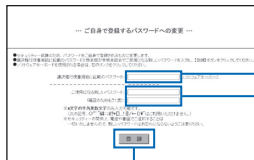
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

議決権電子行使プラットフォームのご利用について (機関投資家の皆様へ)

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行なっていただくことも可能です。

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における世界経済は、米国など先進国を中心に回復基調で推移したものの、新型コロナウイルス感染症再拡大やロシアによるウクライナ侵攻等の影響により、部材需給逼迫やエネルギー価格高騰などさらなるサプライチェーンの混乱が生じたことに加え、中国の経済活動停滞が見られるなど、先行き不透明感が一層増しています。わが国経済も輸出や生産に持ち直しの動きが続いていましたが、中国の回復停滞や自動車の減産などにより、後半では足踏みが見られました。

当社グループを取り巻く経済環境は、地域や業種により景況感に差異はあるものの、国内、北米、中国などを中心に設備投資需要の回復が進みました。また、世界的に脱炭素化などの社会課題解決に向けた動きが加速していることを背景として、EV、再生可能エネルギー、労働生産性向上などに関連した需要の拡大が見られます。

このような経済環境のもとで、当社グループは中期経営計画である「経営改革プラン」に基づき、高収益企業への変革に向けて、組織再編を中核とした経営改革、成長分野に対応した投資の推進、資本効率（ROE）の向上を目指した財務戦略の実行に取り組むとともに、社会課題を解決する高付加価値商品の創出と高効率な生産の実現に向けたDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進しています。また、脱炭素化や環境関連ニーズの高まりに対し、EVや再生可能エネルギー向けの製品や環境調和型製品などの開発・生産・販売への対応強化を進めました。

当連結会計年度の受注高は、1,642億7千7百万円（前連結会計年度比85.4%増）となりました。このうち、海外受注高は全体の73.6%の1,209億4千9百万円となりました。

また、売上高は1,077億7千7百万円（前連結会計年度比16.3%増）となりました。このうち、海外売上高は全体の66.1%の712億8千7百万円となりました。

損益については、営業利益は42億3千6百万円（前連結会計年度比1,009.5%増）、経常利益は45億4千4百万円（前連結会計年度比420.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は37億2千5百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失28億9千8百万円）となりました。

当社グループの事業別の受注高、売上高および営業の概況は、次のとおりであります。

事業	受注高 (〔 〕内は構成比)	売上高 (〔 〕内は構成比)
成形機事業 [射出成形機、ダイカストマシン、押出成形機など]	123,819 [75.4%]	75,554 [70.1%]
工作機械事業 [工作機械(大型機、門形機、横中ぐり盤、立旋盤など)、超精密加工機など]	28,701 [17.5%]	23,572 [21.9%]
制御機械事業 [産業用ロボット、電子制御装置など]	10,689 [6.5%]	7,669 [7.1%]
その他の事業	1,066 [0.6%]	981 [0.9%]
合計	164,277 [100.0%]	107,777 [100.0%]

成形機事業 [射出成形機、ダイカストマシン、押出成形機など]

射出成形機においては、販売はインド、東南アジア、北米、中国などで増加しました。受注は脱炭素化の動きを背景に北米の中大型電動機が増加したことに加え、インド、東南アジアなどで増加しました。

ダイカストマシンにおいては、販売は中国、東南アジアなどで自動車向けが増加しました。受注は東南アジア、中国などで自動車向けを中心とした設備投資需要が回復したことにより、増加しました。

押出成形機においては、EV関連の設備投資需要の拡大に伴い、中国のリチウムイオン電池向けセパレータフィルム製造装置の販売および受注が大幅に増加しました。

この結果、成形機事業全体の受注高は1,238億1千9百万円(前連結会計年度比94.3%増、海外比率84.6%)となりました。

また、売上高は755億5千4百万円(前連結会計年度比17.5%増、海外比率75.3%)となりました。

工作機械事業 [工作機械 (大型機、門形機、横中ぐり盤、立旋盤など)、超精密加工機など]

工作機械においては、販売は中国の産業機械向けおよび風力発電向けが増加しました。受注は国内の産業機械向け、建設機械向け、エネルギー関係向け、北米の産業機械向けおよびエネルギー向けが増加しました。

超精密加工機においては、車載レンズなどの需要拡大を背景に、販売は中国、台湾、受注は国内、中国の光学系金型向けが増加しました。

この結果、工作機械事業全体の受注高は287億1百万円(前連結会計年度比64.6%増、海外比率50.9%)となりました。

また、売上高は235億7千2百万円(前連結会計年度比13.0%増、海外比率52.7%)となりました。

制御機械事業 [産業用ロボット、電子制御装置など]

制御機械においては、販売および受注は国内の半導体製造装置向けなどで電子制御装置が増加しました。

この結果、制御機械事業全体の受注高は106億8千9百万円(前連結会計年度比73.8%増、海外比率14.4%)となりました。

また、売上高は76億6千9百万円(前連結会計年度比31.3%増、海外比率26.0%)、となりました。

その他の事業

その他の事業全体の受注高は10億6千6百万円(前連結会計年度比19.2%減、海外比率0.7%)となりました。

また、売上高は9億8千1百万円(前連結会計年度比39.5%減、海外比率0.9%)となりました。

(2) 設備投資等と資金調達の状況

当連結会計年度中の設備投資額は18億1千万円で、その主なものは次のとおりであります。

- ① 当連結会計年度中に完成した主要設備
 - ・ 当社
沼津工場 機械装置 (生産設備等) 増設
- ② 当連結会計年度において継続中の主要設備
 - ・ 当社
相模工場 建物 (インフラ設備等) 増設

なお、これらに要した資金は、自己資金をもって充ちいたしました。

(3) 対処すべき課題

当社グループは、2023年度を最終年度とする中期経営計画「経営改革プラン」に基づき、高収益企業への変革に向けて、組織再編を中核とした経営改革、成長分野に対応した投資の推進、資本効率（ROE）の向上を目指した財務戦略の実行に取り組んでおります。

① 目標とする経営指標

当社グループは、「経営改革プラン」最終年度である2023年度の目標値として下記の項目を設定しております。

【経営改革プランの定量目標】

定量目標 2023年度目標値 連結ベース	売上高 1,350億円	営業利益率 8.0%	配当性向 40%目途 <small>(経営改革プラン期間中)</small>	ROE 8.5%

② 「経営改革プラン」の進捗

高収益企業への変革に向けた組織再編につきましては、これまで以上に全体最適を進めるため「事業部制」を廃止し、「カンパニー制」を採用いたしました。全社における研究開発の推進と調達を含めた生産活動の円滑化のため、「R&Dセンター」および「生産センター」を創設いたしました。併せて、最適資源配分と固定費削減に向けた希望退職と配置転換を実施いたしました。また、多様な人材の処遇、キャリア形成、専門的人材の活躍が可能な新人事制度を導入いたしました。

生産性改善に向けて、国内外生産拠点の役割を見直し、現在再編を進めております。国内におきましては、成形機カンパニーおよび鋳物・加工を沼津工場、工作機械カンパニーを御殿場工場、制御機械カンパニーおよびR&Dセンターを相模工場に集約するよう生産拠点を再編しております。また、世界的なEV化の流れを背景にEVの動力源となるリチウムイオン電池の需要が急激に高まっており、その電池材料であるセパレータフィルムの製造装置の増産体制を構築しております。海外におきましては、電動式・中小型射出成形機の生産を中国およびタイ工場に集約し、産業用ロボットの生産の一部を中国工場に移管いたしました。今後持続的な経済成長が期待できるインドにおきましては、射出成形機等の増産に向けインド工場の増設を計画しております。また、国内外の

生産拠点再編に伴い、相模工場の一部敷地の有効活用に向け、物流施設の事業化に向けた整備を開始いたしました。

③ 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症拡大、米中貿易摩擦やウクライナ情勢等の地政学リスク継続、半導体・電気品を中心とした調達品の不足、部材価格・エネルギー価格・物流費の高騰などにより、当社グループを取り巻く経営環境は不透明感、不確実性が増しております。当社グループは、このような経営環境に対応し、さらに次の時代へ向かっていく新たな企業に生まれ変わるために、「経営改革プラン」を引き続き遂行してまいります。

生産戦略につきましては、引き続き国内外生産拠点の再編を進めてまいります。また、DX戦略を推進し、高品質なものづくりを実現してまいります。

事業戦略につきましては、今後製造業が直面する「メガトレンド」に卓越した技術力で応え、社会的課題の解決と企業価値向上の両立を目指すため策定した「長期ビジョン2030」をもとに、エネルギー関連と生産性の向上を軸として事業ポートフォリオを設定することで、目指すポートフォリオに向けた技術開発を推進し、常に顧客に寄り添いニーズに合った商品を創出、提供し続けてまいります。また、M&A／アライアンスなどを活用し、当社グループの企業価値向上に向けた投資を推進してまいります。

また、ISO9001、14001をベースとした品質・環境管理を徹底し、当社グループの将来を担う人材の育成、法令遵守および社会貢献などESG活動にも積極的に取り組んでまいります。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 96 期 (2018年度)	第 97 期 (2019年度)	第 98 期 (2020年度)	第 99 期 (2021年度)
受 注 高(百万円)	134,501	94,224	88,619	164,277
売 上 高(百万円)	117,405	116,761	92,635	107,777
経 常 利 益(百万円)	5,573	3,825	872	4,544
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失(△) (百万円)	4,079	7,338	△2,898	3,725
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	169.03	304.06	△120.05	154.27
総 資 産(百万円)	150,724	154,283	134,296	166,989
純 資 産(百万円)	83,197	87,018	82,152	83,515

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失」は、自己株式控除後の期中平均発行済株式数により算出しております。
2. 当社は、2018年10月1日付で普通株式5株を1株とする株式併合を行っております。第96期の期首に当該株式併合が行なわれたものと仮定して、「1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失」を算定しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第99期の期首から適用しております。なお、当該適用にあたっては、「収益認識に関する会計基準」第89-2項に定める経過的な取扱いに従っております。

(5) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

当社には会社法に規定される親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
芝浦機械エンジニアリング株式会社	100 百万円	100.0 %	成形機等の販売・サービス
東 栄 電 機 株 式 会 社	350 百万円	100.0	制御機械の製造・販売
株 式 会 社 不 二 精 機 製 造 所	390 百万円	100.0	工作機械等の製造・販売
芝 浦 セ ム テ ッ ク 株 式 会 社	50 百万円	100.0	環境測定機器の販売・サービス、 環境測定・分析業務
芝 浦 産 業 株 式 会 社	50 百万円	100.0	グループ内の福利厚生・支援業務
SHIBAURA MACHINE (SHANGHAI) CO., LTD.	82,770 千人民元	100.0	成形機、制御機械の製造・販売
SHANGHAI SHIBAURA MACHINE CO., LTD.	3,139 千人民元	100.0	成形機、工作機械、制御機械の販 売・サービス
SHIBAURA MACHINE (SHENZHEN) CO., LTD.	3,514 千人民元	100.0	成形機の販売・サービス
SHIBAURA MACHINE MANUFACTURING (T H A I L A N D) C O . , L T D .	800,000 千タイバーツ	※ 100.0	成形機の製造・販売
SHIBAURA MACHINE INDIA PRIVATE LIMITED	259,120 千インドルピー	※ 100.0	成形機の製造・販売・サービス、 工作機械の販売・サービス
SHIBAURA MACHINE (THAILAND) CO., LTD.	54,000 千タイバーツ	※ 100.0	成形機、工作機械の販売・サービ ス
SHIBAURA MACHINE SINGAPORE PTE. LTD.	2,400 千シンガポールドル	100.0	成形機、工作機械の販売・サービ ス
SHIBAURA MACHINE COMPANY, AMERICA	23,000 千米ドル	100.0	成形機、工作機械の販売・サービ ス

(注) 1. 議決権比率欄の※印は、間接保有を含んでおります。

2. 当社には会社法に規定される特定完全子会社はありません。

(6) 主要な事業内容

当社グループは、各種機械・器具・装置の製造・販売・サービスを主な事業としており、主要製品は、次のとおりであります。

事業	主要製品
成形機事業	射出成形機 ダイカストマシン 押出成形機
工作機械事業	大型機 門形機 横中ぐり盤 立旋盤 超精密加工機
制御機械事業	産業用ロボット 電子制御装置
その他の事業	材料加工 環境測定など

(7) 主要な営業所および工場

① 当社の主要な営業所および工場

当社	本社	東京本社（東京都千代田区内幸町二丁目2番2号） 沼津本社（静岡県沼津市大岡2068番地の3）
	支店	東北支店（宮城県仙台市） 中部支店（愛知県名古屋市） 関西支店（大阪府大阪市） 九州支店（福岡県福岡市）
	営業所	高崎営業所（群馬県高崎市） 浜松営業所（静岡県浜松市） 広島営業所（広島県広島市） 尾道営業所（広島県尾道市）
	工場	沼津工場（静岡県沼津市） 相模工場（神奈川県座間市） 御殿場工場（静岡県御殿場市）

(注) 当社は、2021年4月1日付で本社機能を東京本店に移転させ東京本社といたしました。
なお、これに伴い東京本社と沼津本社の二本社体制といたしております。

② 国内子会社の主要な営業所および工場

芝浦機械エンジニアリング株式会社	本社、プラスチック本部(静岡県沼津市) ダイカスト本部(神奈川県座間市)
東栄電機株式会社	静岡県三島市
株式会社不二精機製造所	静岡県駿東郡長泉町
芝浦セムテック株式会社	静岡県沼津市
芝浦産業株式会社	静岡県沼津市

③ 海外子会社の主要な営業所および工場

SHIBAURA MACHINE (SHANGHAI) CO., LTD.	中国 上海市
SHANGHAI SHIBAURA MACHINE CO., LTD.	中国 上海市
SHIBAURA MACHINE (SHENZHEN) CO., LTD.	中国 深せん市
SHIBAURA MACHINE MANUFACTURING (THAILAND) CO., LTD.	タイ ラヨン県
SHIBAURA MACHINE INDIA PRIVATE LIMITED	インド チェンナイ市
SHIBAURA MACHINE (THAILAND) CO., LTD.	タイ バンコク都
SHIBAURA MACHINE SINGAPORE PTE. LTD.	シンガポール
SHIBAURA MACHINE COMPANY, AMERICA	米国 イリノイ州

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
3,049名	△32名

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,664名	+10名	43.1歳	18.9年

(注) 上記には、使用人兼務取締役および子会社等への出向者を含んでおりません。

(9) 主要な借入先の状況

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	3,359百万円
株式会社静岡銀行	3,359

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 72,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 29,977,106株 (自己株式 5,822,705株を含む)
 (3) 株主数 10,697名 (前期末比 3,013名減)
 (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,033千株	16.70%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,049	8.48
MSIP CLIENT SECURITIES	880	3.64
株式会社静岡銀行	596	2.47
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	559	2.32
芝浦機械従業員持株会	552	2.29
株式会社三井住友銀行	536	2.22
芝浦機械取引先持株会	522	2.16
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	411	1.70
BBH FOR GLOBAL X ROBOTICS AND ARTIFICIAL INTELLIGENCE ETF	383	1.59

- (注) 1. 当社は、自己株式を5,822,705株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (監査等委員および社外取締役を除く)	8,895株	4名

- (注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「4.(5)当事業年度に係る取締役の報酬等」に記載しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

(2022年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	飯村幸生	－
代表取締役社長 最高経営責任者 最高執行責任者 社長執行役員	坂元繁友	－
取締役 専務執行役員	小林昭美	R&Dセンター長兼輸出管理本部長兼相模工場長、 管理部分担、システム戦略部分担、品質保証統括責任者
取締役 最高財務責任者 専務執行役員	大田浩昭	経営企画本部分担
取締役	佐藤 潔	マツダ株式会社社外取締役 稲畑産業株式会社社外取締役
取締役	岩崎清悟	スター精密株式会社社外取締役 株式会社村上開明堂社外取締役
取締役	井上 弘	－
取締役	寺脇 一峰	キューピー株式会社社外監査役 株式会社商工組合中央金庫社外監査役 鹿島建設株式会社社外監査役
取締役	早川知佐	カルビー株式会社執行役員 株式会社ミルボン社外取締役
取締役（常勤監査等委員）	高橋 宏	－
取締役（監査等委員）	宇佐美 豊	マネジメント・パワー・エクステンジ株式会社代表取締役 宇佐美公認会計士・税理士事務所公認会計士・税理士 株式会社チヨダ社外監査役 産業ファンド投資法人監督役員 東京海上プライベートルート投資法人監督役員
取締役（監査等委員）	今村昭文	グリーンヒル法律特許事務所パートナー弁護士 J BCCホールディングス株式会社社外取締役 大友ロジスティクスサービス株式会社社外監査役

(注) 1. 2021年6月21日開催の第98回定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役小倉良弘氏は任期満了により退任いたしました。

2. 2021年6月21日開催の第98回定時株主総会において、新たに今村昭文氏が監査等委員である取締役
に就任いたしました。
3. 2021年6月21日付で、代表取締役会長飯村幸生氏は最高経営責任者を退任し、代表取締役社長坂元
繁友氏が最高経営責任者に就任いたしました。
4. 取締役佐藤潔、岩崎清悟、井上弘、寺脇一峰、早川知佐、宇佐美豊、今村昭文の七氏は、社外取締
役であります。また、社外取締役全員は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
5. 当社は、情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、
監査・監督機能を強化するため、高橋宏氏を常勤の監査等委員として選定しております。
6. 常勤監査等委員である取締役高橋宏氏および監査等委員である取締役宇佐美豊氏は、以下のとお
り、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - ・常勤監査等委員である取締役高橋宏氏は、過去に当社財務部門において、長年にわたり業務に携
わっておりました。
 - ・監査等委員である取締役宇佐美豊氏は、公認会計士、税理士の資格を有しております。
7. 重要な兼職の状況に関する異動は、以下のとおりです。
 - ・代表取締役会長飯村幸生氏は、2021年5月28日付で一般社団法人日本工作機械工業会の会長を退
任いたしました。
 - ・取締役早川知佐氏は、2022年3月29日付で株式会社ミルボンの社外取締役に就任いたしました。

8. 当社は執行役員制度を導入しております。2022年3月31日現在の執行役員は以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
代表取締役社長 最高経営責任者 最高執行責任者 社長執行役員	坂 元 繁 友	—
取締役 専務執行役員	小 林 昭 美	R&Dセンター長兼輸出管理本部長兼相模工場長 管理部分担、システム戦略部分担、品質保証統括責任者
取 締 役 最高財務責任者 専務執行役員	大 田 浩 昭	経営企画本部分担
専 務 執 行 役 員	八 木 正 幸	営業戦略本部長兼東京本店長 株式会社不二精機製造所取締役社長
上 席 常 務 執 行 役 員	伊 東 克 雄	工作機械カンパニー長兼御殿場工場長
上 席 常 務 執 行 役 員	小 池 純	成形機カンパニー長 SHANGHAI SHIBAURA MACHINE CO., LTD. 董事長
上 席 常 務 執 行 役 員	後 藤 英 一	生産センター長兼沼津工場長、全社環境責任者 SHIBAURA MACHINE (SHANGHAI) CO., LTD. 董事長
常 務 執 行 役 員	伊 藤 雅 文	制御機械カンパニー長
常 務 執 行 役 員	東 浩	SHIBAURA MACHINE COMPANY, AMERICA 取締役社長
執 行 役 員	甲 斐 義 章	経営企画本部長
執 行 役 員	長 谷 川 豊	営業戦略本部副本部長 SHIBAURA MACHINE EUROPE S.R.L.取締役会長
執 行 役 員	稲 津 正 人	工作機械カンパニー 工作機械技術部長
執 行 役 員	石 見 和 久	成形機カンパニー 押出管掌
執 行 役 員	小 久 保 光 典	R&Dセンター 研究開発部長
執 行 役 員	砂 子 慎 一	成形機カンパニー 成形管掌
執 行 役 員	富 田 佳 一	工作機械カンパニー 工作機械営業部長
執 行 役 員	高 津 英 生	SHIBAURA MACHINE MANUFACTURING (THAILAND) CO., LTD. 取締役社長
執 行 役 員	K u m a r Mathrubootham	SHIBAURA MACHINE INDIA PRIVATE LIMITED 取締役社長

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役との間で当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、その職務を行なうにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する旨の契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社取締役全員（当事業年度中に在任していた者を含む。）であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しています。当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に関して責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行なった行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事項があります。

(5) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを代表取締役会長からの報告により確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりです。

ア. 基本報酬に関する方針

当社の取締役の報酬等として、役職位を基本とした月額報酬を支給し、その水準は、成形機・工作機械等の機械業界の水準、従業員に対する処遇との整合性等を考慮して経営能力および責任に見合う適切な水準とする。

イ. 業績連動報酬等に関する方針

(ア) 金銭報酬（現金賞与）

社内取締役の金銭報酬（現金賞与）として、会社業績向上を図るための業績連動報酬を毎事業年度一定の時期に支給する。当該金銭報酬については、定量的な業績と定性的な評価での算定とし、定量的な業績指標は企業価値の持続的な向上の指標となる連結営業利益率と連結ROE（自己資本利益率）を選定する。なお、業績連動報酬の水準は、成形機・工作機械等の機械業界の水準、従業員に対する処遇との整合性等を考慮して経営能力および責任に見合う適切な水準とする。

(イ) 業績連動型譲渡制限付株式報酬

社内取締役の株式報酬として、会社業績向上を図るための業績連動型譲渡制限付株式報酬を支給する。当該株式報酬については、業績支給率は取締役会において定めるものとするが、当初の業績評価対象期間については下記の計算式により算出する。

業績支給率＝連結営業利益率に基づく支給率×70%＋連結ROE（自己資本利益率）に基づく支給率×30%

ウ. 非金銭報酬等に関する方針

(ア) 業績連動型譲渡制限付株式報酬

上記イ. (イ)と同様。

(イ) 勤務継続型譲渡制限付株式報酬

社内取締役の株式報酬として、一定期間継続して当社の取締役を務めることを譲渡制限解除の条件とする勤務継続型譲渡制限付株式報酬を支給する。

エ. 報酬等の割合に関する方針

取締役報酬制度における社内取締役の個人別の報酬等の額に対する割合は、固定報酬としての月額報酬（基本報酬）と変動報酬として(i)継続的な勤務を条件とした株式報酬、(ii)短期的な業績に連動した現金賞与、(iii)中長期的な業績に連動した株式報酬を適切な割合で組み合わせることにより、健全なインセンティブとして機能させる。

オ. 報酬等の決定の委任に関する方針

(ア) 金銭報酬（月額報酬および現金賞与）

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役会長（会長を置かないときは代表取締役社長）がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の月額報酬の額および社内取締役の担当事業の業績等を踏まえた賞与の評価配分とする。取締役会は、当該権限が代表取締役会長（会長を置かないときは代表取締役社長）によって適切に行使されるよう、報酬諮問委員会の答申を受けることとする。

(イ) 株式報酬（勤務継続型譲渡制限付株式報酬および業績連動型譲渡制限付株式報酬）

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役会長（会長を置かないときは代表取締役社長）がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、対象取締役の譲渡制限付株式報酬における現物出資財産としての金銭報酬債権の支給額の配分とする。取締役会は、当該権限が代表取締役会長（会長を置かないときは代表取締役社長）によって適切に行使されるよう、報酬諮問委員会の答申を受けることとする。

カ. 上記のほか報酬等の決定に関する事項

当社の業績が悪化したときまたは取締役が不祥事を惹起させたときは、各取締役の役員報酬の一部を支給しないことがある。

② 報酬等の決定の委任に関する事項

取締役会は、代表取締役会長飯村幸生氏に対し取締役の個人別の報酬等の決定を委任しております。

委任された権限の内容ならびに当該権限が適切に行使されるようにするための措置の内容は、上記4.(5)①役員報酬等の内容の決定に関する方針オのとおりであります。

代表取締役会長へ委任する理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行なうには代表取締役会長が最も適しているからであります。

③ 勤務継続型譲渡制限付株式報酬の内容

勤務継続型譲渡制限付株式報酬による当社の普通株式の発行または処分には当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約Ⅰ」という。）を締結するものといたします。

ア. 対象取締役は、本割当契約Ⅰにより割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）の払込期日から当社の取締役の地位を退任するまでの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約Ⅰにより割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

イ. 当該取締役が、譲渡制限期間の間で当社の取締役会が定める役務提供予定期間（以下「役務提供予定期間」という。）が満了する前に当社の取締役の地位を退任した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

ウ. 上記ア.の定めにかかわらず、当社は、当該取締役が、役務提供予定期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該取締役が、上記イ.に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供予定期間が満了する前に上記イ.に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

エ. 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記ウ.の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

- オ. 上記ア.の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画その他の組織再編等（以下、総称して「組織再編等」という。）に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供予定期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- カ. 上記オ.に規定する場合においては、当社は、上記オ.の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- キ. 本割当契約Ⅰに関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

④ 業績連動型譲渡制限付株式報酬の内容

業績連動型譲渡制限付株式報酬による当社の普通株式の発行または処分には当たっては、当社と対象取締役（ただし、業績評価対象期間の最終年度終了後、最初に開催される定時株主総会の日までに任期満了その他正当な理由により、取締役の地位を退任した者（以下「退任者」という。）を除く。）との間で業績連動型譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約Ⅱ」という。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることといたします。

- ア. 対象取締役は、退任までの間、本割当契約Ⅱにより割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- イ. 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること
- ウ. その他、当社取締役会においてあらかじめ設定した譲渡制限に関する解除条件の内容等

なお、当社が退任者との間で締結する割当契約では、譲渡制限は設けないものいたします。また、死亡等により対象取締役が退任する場合には、当該対象取締役の相続人に対し、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権相当額の金銭で支払うことといたします。

⑤ 取締役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の 総 額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞 与	業績連動型 株式報酬	勤務継続型 株式報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	191 (50)	140 (50)	28 (-)	- (-)	22 (-)	9 (5)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	37 (19)	37 (19)	- (-)	- (-)	- (-)	4 (3)
合 計 （うち社外取締役）	229 (69)	178 (69)	28 (-)	- (-)	22 (-)	13 (8)

- (注) 1. 上記には、2021年6月21日開催の第98回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役（監査等委員）1名を含んでおります。
2. 当事業年度において在任した使用人兼務取締役はおりません。
3. 金銭報酬（現金賞与）に係る業績指標は、当事業年度の連結営業利益率および連結ROE（自己資本利益率）であり、これらの業績指標を選定した理由は、これらの業績指標は、企業価値の持続的な向上の指標となるためです。金銭報酬（現金賞与）の額の算定方法は、「4.(5)①役員報酬等の内容の決定に関する方針イ.(ア)」のとおりであります。なお、当該業績指標に関する実績は、連結営業利益率3.9%、連結ROE（自己資本利益率）4.6%であります。
4. 業績連動型譲渡制限付株式報酬に係る業績指標は、中期経営計画の最終事業年度（現在の中期経営計画においては2023年度）の連結営業利益率および連結ROE（自己資本利益率）であり、これらの業績指標を選定した理由は、これらの業績指標は、企業価値の持続的な向上の指標となるためです。業績連動型譲渡制限付株式報酬の額の算定方法は、「4.(5)①役員報酬等の内容の決定に関する方針イ.(イ)」のとおりであります。当該業績指標の最終事業年度の目標は、連結営業利益率8.0%、連結ROE（自己資本利益率）8.5%でしたが、当事業年度は、対象事業年度（2023年度）終了前であるため実績は確定しておりません。
5. 勤務継続型譲渡制限付株式報酬の内容は、当社の株式であり、割当ての際の条件等は、「4.(5)①役員報酬等の内容の決定に関する方針ウ.(イ)および③勤務継続型譲渡制限付株式報酬の内容」としております。また、当事業年度における交付状況は、「2.(5)当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載しております。
6. 業績連動型譲渡制限付株式報酬の内容は、当社の株式であり、割当ての際の条件等は、「4.(5)①役員報酬等の内容の決定に関する方針ウ.(ア)および④業績連動型譲渡制限付株式報酬の内容」としております。また、当事業年度における交付はありません。
7. 取締役（監査等委員を除く。）の金銭報酬の額は、2020年6月29日開催の第97回定時株主総会において年額450百万円以内（うち社外取締役分年額150百万円以内）と決議いただいております（使用人兼務取締役の使用人兼務分給与は含まない。）。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は、9名（うち社外取締役5名）です。
8. 金銭報酬とは別枠で、2020年6月29日開催の第97回定時株主総会において、取締役（監査等委員および社外取締役を除く。）の株式報酬の額として勤務継続型譲渡制限付株式報酬は年額25百万円以内、株式数の上限を年19,000株以内とし、勤務継続型譲渡制限付株式の発行または処分当たっては、当社と対象取締役との間で、譲渡制限付株式割当契約を締結すると決議いただいております。

当該割当契約の概要は、「4.(5)③勤務継続型譲渡制限付株式報酬の内容」とおりであります。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は、4名です。また、当該株主総会において、取締役（監査等委員および社外取締役を除く。）の株式報酬の額として業績連動型譲渡制限付株式報酬は年額75百万円以内、株式数の上限を年57,000株以内とし、業績連動型譲渡制限付株式の発行または処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、業績連動型譲渡制限付株式割当契約を締結すると決議いただいております。当該割当契約の概要は、「4.(5)④業績連動型譲渡制限付株式報酬の内容」とおりであります。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は、4名です。

9. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2019年6月21日開催の第96回定時株主総会において年額150百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名（うち社外取締役2名）です。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況	当 社 と の 関 係
取 締 役	佐 藤 潔	マツダ株式会社社外取締役 稲畑産業株式会社社外取締役	特別の関係はありません。
取 締 役	岩 崎 清 悟	スター精密株式会社社外取締役 株式会社村上開明堂社外取締役	特別の関係はありません。
取 締 役	井 上 弘	—	—
取 締 役	寺 脇 一 峰	キューピー株式会社社外監査役 株式会社商工組合中央金庫社外監査役 鹿島建設株式会社社外監査役	特別の関係はありません。
取 締 役	早 川 知 佐	カルビー株式会社執行役員 株式会社ミルボン社外取締役	特別の関係はありません。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	宇 佐 美 豊	マネジメント・パワー・エクステンジ株式会社 代表取締役 宇佐美公認会計士・税理士事務所公認会計士・ 税理士 株式会社チヨダ社外監査役 産業ファンド投資法人監督役員 東京海上プライベートルート投資法人監督役員	特別の関係はありません。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	今 村 昭 文	グリーンヒル法律特許事務所パートナー弁護士 JBCCホールディングス株式会社社外取締役 大友ロジスティクスサービス株式会社社外監査役	特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会出席状況	監査等委員会出席状況	発言状況および期待される役割に期待される職務の概要
取締役	佐藤 潔	16回中16回 (100%)	—	他社での豊富な企業経営経験と高い見識を有しており、当該視点から業務執行の妥当性・適正性を確保するための役割を期待していたところ、取締役会において、企業経営面に関し発言を行なうなど、当該役割を適切に果たしております。また、指名・報酬諮問委員会に所属し、客観的・中立的立場で当社の取締役候補者選定や役員報酬の決定過程における監督機能を担うとともに、指名諮問委員会においては、委員長として主導的な役割を果たしております。
取締役	岩崎 清悟	16回中16回 (100%)	—	他社での豊富な企業経営経験と高い見識を有しており、当該視点から業務執行の妥当性・適正性を確保するための役割を期待していたところ、取締役会において、企業経営面に関し発言を行なうなど、当該役割を適切に果たしております。また、指名・報酬諮問委員会に所属し、客観的・中立的立場で当社の取締役候補者選定や役員報酬の決定過程における監督機能を担うとともに、報酬諮問委員会においては、委員長として主導的な役割を果たしております。
取締役	井上 弘	16回中16回 (100%)	—	他社での豊富な企業経営経験と高い見識を有しており、当該視点から業務執行の妥当性・適正性を確保するための役割を期待していたところ、取締役会において、企業経営面に関し発言を行なうなど、当該役割を適切に果たしております。また、指名諮問委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の取締役候補者選定の決定過程における監督機能を担っております。
取締役	寺脇 一峰	16回中16回 (100%)	—	弁護士としての豊富な経験と高い見識を有しており、当該視点から業務執行の妥当性・適正性を確保するための役割を期待していたところ、取締役会において、法律面に関し発言を行なうなど、当該役割を適切に果たしております。また、報酬諮問委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員報酬の決定過程における監督機能を担っております。
取締役	早川 知佐	16回中16回 (100%)	—	他社での豊富な業務経験と税理士、証券アナリストとしての高い見識を有しており、当該視点から業務執行の妥当性・適正性を確保するための役割を期待していたところ、取締役会において、財務面に関し発言を行なうなど、当該役割を適切に果たしております。

区分	氏名	取締役会 出席状況	監査等 委員会 出席状況	発言状況および 社外取締役に期待される役割に 関して行なった職務の概要
取締役 (監査等委員)	宇佐美 豊	16回中16回 (100%)	13回中13回 (100%)	公認会計士、税理士としての豊富な経験と高い見識を有しており、当該視点から業務執行の妥当性・適正性を確保するための役割を期待していたところ、取締役会において、財務面に関し発言を行なうとともに、監査等委員会において監査に関し財務的視点から発言を行なうなど、当該役割を適切に果たしております。また、報酬諮問委員会の委員として、客観的・中立的立場で社員の役員報酬の決定過程における監督機能を担っております。
取締役 (監査等委員)	今村 昭 文	12回中12回 (100%)	10回中10回 (100%)	弁護士としての豊富な経験と高い見識を有しており、当該視点から業務執行の妥当性・適正性を確保するための役割を期待していたところ、取締役会において、法律面に関し発言を行なうとともに、監査等委員会において監査に関し法的視点から発言を行なうなど、当該役割を適切に果たしております。また、指名諮問委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の取締役候補者選定の決定過程における監督機能を担っております。

(注) 今村昭文氏の取締役会および監査等委員会出席状況は、2021年6月21日の就任後に開催された取締役会および監査等委員会のみを対象としています。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(4) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	56百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	56

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠などの妥当性について必要な検証を行なったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の海外連結子会社SHIBAURA MACHINE INDIA PRIVATE LIMITED およびSHIBAURA MACHINE COMPANY, AMERICAの2社は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国における当該資格に相当する資格を有するもの）の監査を受けております。

(5) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務として、財務報告に関する助言・指導業務等を委託し対価を支払っております。

(6) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると判断した場合には会計監査人を解任し、また、会社都合の場合の他、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障を来たす事態が生じた場合には、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会に提出する議案を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社取締役会は、「内部統制基本方針」として以下のとおり定めております。

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社の取締役は、当社グループの倫理方針、行動綱領、法令遵守等を定めた「芝浦機械グループ経営理念」「芝浦機械グループ行動基準」に基づいて、職務を執行する。
- ② 当社の取締役は、分担領域に関し法令等遵守を実現するための体制を構築する権限と責任を有する。
- ③ 当社の取締役会は、定期的に取り締役から職務遂行状況の報告を受けるとともに、法令等遵守に関する必要事項について取締役等に随時報告させる。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 当社の取締役は、法令および「文書保存管理規程」等の規程に基づき、各種会議の議事録を作成保存するとともに、重要な職務執行および決裁に係わる情報について記録し、適切に保管する。取締役は、これら保管された文書等を常時閲覧できるものとする。
- ② 当社の取締役は、情報の管理について、「情報セキュリティ基本方針」「個人情報保護規程」等に基づき対応する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、「リスク・コンプライアンスマネジメント規程」に基づき、当社グループのリスク・コンプライアンスマネジメントをつかさどるリスクマネジメントオフィサー（RMO）を任命し、RMOのミッション遂行に必要な事項の審議および答申を行なうリスク管理委員会を設置する。リスク管理統括は、管理部門がこれを行なう。また、当社グループのビジネスリスクについては、「ビジネスリスクマネジメント規程」に基づき、経営企画部門がこれを統括する。
- ② 当社の取締役は、「リスク・コンプライアンスマネジメント規程」および「ビジネスリスクマネジメント規程」に基づき、当社グループのリスク要因の継続的把握とリスクが顕在化した場合の損失を極小化するために必要な施策を立案、推進する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

当社は、次の経営の仕組みを通じて、取締役の職務執行の効率化を図る。

- ① 当社は、執行役員制度を導入し、意思決定の迅速化および業務執行の効率化を図る。
- ② 当社の取締役は、「取締役会規程」「トップ会議運営要領」等に基づき、取締役会、経営会議、経営戦略会議を運営し、規程等に定める適切な手続きに則って業務の決定を行なう。
- ③ 当社の取締役会は、経営の基本方針、当社グループの中期経営計画、年度・半期予算を決定する。
- ④ 当社の取締役会は、取締役および執行役員の権限、責任の分配を適正に行ない、取締役は、「組織規程」「業務分掌規程」「役職者責任・権限規程」および「決裁権限基準」に基づき、従業員の権限、責任を明確化する。
- ⑤ 当社の取締役は、各部門、各従業員の具体的目標、役割を設定する。
- ⑥ 当社の取締役は、経営戦略会議、経営会議、月次報告会において、当社グループの年度予算、半期予算の達成フォロー、適正な業績評価を行なう。

(5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社の代表取締役社長は、継続的な教育の実施等により、従業員に「芝浦機械グループ行動基準」を遵守させる。
- ② 当社のリスクマネジメントオフィサー（RMO）は、「リスク・コンプライアンスマネジメント規程」に基づき、当社グループのコンプライアンスおよびリスクに関する施策を立案、推進する。
- ③ 当社の取締役は、内部通報体制を活用することにより、問題の早期発見と適切な対応を行なう。当該制度を利用したことを理由に、不利な取扱いをしないことを「芝浦機械グループ行動基準」に明記する。
- ④ 当社の内部監査部門は、従業員の職務の執行状況の適正さを把握し、その改善を図るために、当社グループの内部監査を実施する。

(6) 当社および子会社から成る企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、子会社に対し、「芝浦機械グループガバナンス基本方針」に基づく適切な経営管理を行なう。
- ② 子会社は、「芝浦機械グループ行動基準」を採択、実施し、各国の事情に応じ内部通報制度を整備する。
- ③ 当社は、子会社の内部統制システムの構築・整備・運用を指導、管理、監視する仕組みを構築し、子会社に推進させる。
- ④ 当社は、子会社の事業運営に関して重要事項が生じた場合は、「事前協議書」等に基づき、当社に報告が行なわれる体制を構築する。
- ⑤ 国内子会社は、「芝浦機械グループ監査役監査方針」に基づいた監査役の監査体制を構築する。
- ⑥ 当社は、必要に応じ子会社の効率的職務執行状況およびリスク管理等を含む経営監査を実施し、子会社に対し、必要に応じセルフ・アセスメント・プログラムによる自主監査を実施させる。

(7) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 当社の監査等委員会から業務補助のための監査等委員会スタッフの要請を受けた場合、その人事・処遇について、監査等委員を除く取締役と監査等委員が速やかに意見交換を行なう。
- ② 当該従業員は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令系統に属さず、監査等委員の指示のもと職務を遂行する。

(8) 監査等委員会への報告に関する体制

- ① 当社の取締役および従業員は、「監査等委員会に対する報告等に関する規程」に基づき、必要な事項を監査等委員会に報告する。
- ② 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および従業員は、「監査等委員会に対する報告等に関する規程」に基づき、定期的に監査等委員会に対して報告を行なうとともに、経営、業績に対し重大な影響を及ぼすと思われる事象が発生した場合はその都度、可及的速やかに監査等委員会に対して報告を行なう。

- ③ 国内の子会社の監査役は、定期的に当該子会社の状況等を当社の監査等委員会に報告する。
- ④ 当社の代表取締役社長は、監査等委員に対し経営会議等の監査等委員が必要と考える重要な会議への出席権限を付与する。

(9) 当社の監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査等委員会に報告をした当社グループの役員および従業員については、報告を行なったことを理由に、不利な取扱いをしないことを「監査等委員会に対する報告等に関する規程」に明記する。

(10) 監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(11) その他監査等委員会の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

- ① 当社の代表取締役社長は、定期的に監査等委員会と情報交換を行なう。
- ② 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、従業員は、監査等委員会の要請に応じてヒアリング等を通じ、職務執行状況を監査等委員会に報告する。
- ③ 当社の内部監査部門は、経営監査に係るセルフ・アセスメント・プログラムの実施結果を監査等委員会に都度報告する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前述の「内部統制基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりです。

- ① 当社では、「リスク・コンプライアンスマネジメント規程」に基づき任命される、当社グループのリスク・コンプライアンスマネジメントをつかさどるリスクマネジメントオフィサー（RMO）を取締役が務めている。このRMOのミッション遂行に必要な事項の審議および答申を行なうために設置されたリスク管理委員会を本事業年度において12回開催し、コンプライアンスの徹底等を図り、当社グループのリスクの管理および低減に努めた。
- ② 当社の取締役会は、いずれも独立役員である社外取締役7名を含む取締役12名で構成されており、うち監査等委員である取締役3名も出席したうえで本事業年度において16回開催され、取締役の職務執行に対する適正な監督機能を果たしている。また、当社の取締役会は、執行役員を選任しており、各執行役員は、代表取締役社長の指揮・命令のもと、各自の権限および責任の範囲で職務を執行することで、意思決定の迅速化、業務の効率化に寄与した。
- ③ 子会社については、適切なガバナンスのために定められた「芝浦機械グループガバナンス基本方針」に基づき、事業運営に関して重要事項が生じた場合の事前協議書等に基づく報告体制により、子会社の適正な業務運営および当社による実効性のある管理を行なった。
- ④ 内部監査部門は、代表取締役社長の指示に基づき、監査等委員会と連携して事業活動が法令、定款、社内規程等に準拠し、適正かつ効率的に行なわれているかどうかについて、海外子会社を含む当社グループを対象とする監査を実施し、その結果および改善状況を代表取締役社長に報告した。
- ⑤ 監査等委員会は、監査方針を含む監査計画を策定し、インターネット等を經由した手段も活用しながら、月1回の定時監査等委員会に加えて適宜臨時監査等委員会を開催し、監査等委員間の情報共有ならびに社外取締役・会計監査人との意見交換を通じて会社の状況を把握し、必要な場合は提言の取りまとめを行なった。さらに、取締役会に出席するとともに、取締役・執行役員その他従業員との対話を行ない、内部監査部門・会計監査人と定期的に情報交換を行ない、その監査結果を利用しつつ、取締役および従業員の職務の執行状況を監査した。また、グループ会社の取締役・監査役とオンライン形式も交えて意思疎通および情報交換を行ない、グループガバナンスの強化を図った。常勤監査等委員は、稟議書の回付を受け取締役および従業員の職務の執行状況を監査するとともに、経営会議等の重要会議に出席し必要に応じ意見を述べた。

8. 会社の支配に関する基本方針

当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容の概要（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

「会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」

当社は上場会社として、特定の者による当社の経営の基本方針に重大な影響を与える買付提案があった場合、それを受け入れるか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと認識しております。

しかしながら、大規模買付行為等が行なわれる場合、大規模買付者からの必要かつ十分な情報の提供なくしては、当該大規模買付行為等が当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益に及ぼす影響を、株主の皆様適切にご判断いただくことは困難です。また、大規模買付行為等の中には、経営を一時的に支配して当社の有形・無形の重要な経営資産を大規模買付者又はそのグループ会社等に移譲させることを目的としたもの、当社の資産を大規模買付者の債務の弁済等にあてることを目的としたもの、真に経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ高値で当社株式を当社やその関係者に引き取らせることを目的としたもの（いわゆるグリーンメイラー）、当社の所有する高額資産等を売却処分させる等して、一時的な高配当を実現することを目的としたもの等、当社が維持・向上させてまいりました当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益を毀損するものがあります。

係る認識の下、当社は、①大規模買付者に株主の皆様のご判断に必要なかつ十分な情報を提供させること、さらに②大規模買付者の提案が当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益に及ぼす影響について当社取締役会が評価・検討した結果を、株主の皆様にご判断いただく際の参考として提供すること、場合によっては③当社取締役会が大規模買付行為等または当社の経営方針等に関して大規模買付者と交渉または協議を行なうこと、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替案を株主の皆様にご提示することが、当社取締役会の責務であると考えております。

当社取締役会は、このような基本的な考え方に立ち、大規模買付者に対しては、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益が最大化されることを確保するため、大規模買付行為等の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報を提供するように要求するほか、当社において当該提供された情報につき適時適切な情報開示を行なう等、金融商品取引法、会社法その他の法令および定款の許容する範囲内において、適切と判断される措置を講じて参ります。

9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、収益性の向上に向けて経営体質の強化を図りながら、安定配当を維持し、業績に応じた利益配分をしていくことを基本方針としております。利益剰余金につきましては、企業の継続的発展のため将来の事業展開等を戦略的に判断し、生産設備、技術開発、海外展開等に有効に投資していくとともに、継続して株主の皆様への適正な利益還元を実施してまいります。

当期につきましては、第2四半期末配当は1株当たり37.5円を実施いたしました。期末配当は1株当たり37.5円とさせていただきます。この結果、年間で1株当たり75.0円とさせていただきます。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位 百万円：切り捨て)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	134,461	流 動 負 債	70,766
現金及び預金	51,710	支払手形及び買掛金	23,729
受取手形、売掛金及び契約資産	23,613	短期借入金	10,917
商品及び製品	23,000	リース債務	94
仕掛品	28,541	未払法人税等	465
原材料及び貯蔵品	65	未払費用	2,248
その他の流動資産	7,566	契約負債	28,887
貸倒引当金	△37	賞与引当金	1,894
		製品保証引当金	618
固 定 資 産	32,528	その他の流動負債	1,909
有形固定資産	21,146	固 定 負 債	12,707
建物及び構築物	9,581	長期借入金	3,300
機械装置及び運搬具	2,878	リース債務	142
土地	7,142	長期未払金	5
リース資産	224	繰延税金負債	440
建設仮勘定	842	役員退職慰労引当金	63
その他の有形固定資産	477	退職給付に係る負債	8,354
無形固定資産	843	資産除去債務	384
その他の無形固定資産	843	その他の固定負債	16
投資その他の資産	10,538	負 債 合 計	83,474
投資有価証券	8,686	(純資産の部)	
出資金	493	株 主 資 本	76,075
長期貸付金	5	資 本 金	12,484
繰延税金資産	565	資 本 剰 余 金	11,538
その他の投資	2,224	利 益 剰 余 金	68,374
貸倒引当金	△1,436	自 己 株 式	△16,322
資 産 合 計	166,989	その他の包括利益累計額	7,440
		その他有価証券評価差額金	4,350
		為替換算調整勘定	3,348
		退職給付に係る調整累計額	△259
		純 資 産 合 計	83,515
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	166,989

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位 百万円：切り捨て)

科 目	金	額
売上高		107,777
売上原価		75,262
売上総利益		32,515
販売費及び一般管理費		28,278
営業利益		4,236
営業外収益		
受取利息及び配当金	346	
その他の営業外収益	1,011	1,358
営業外費用		
支払利息	117	
その他の営業外費用	933	1,050
経常利益		4,544
特別利益		
固定資産売却益	15	
投資有価証券売却益	25	41
特別損失		
固定資産処分損	136	
投資有価証券売却損	3	
関係会社株式評価損	307	
投資有価証券評価損	17	
減損損失	40	505
税金等調整前当期純利益		4,079
法人税、住民税及び事業税	847	
法人税等調整額	△493	353
当期純利益		3,725
親会社株主に帰属する当期純利益		3,725

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位 百万円：切り捨て)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	12,484	11,538	69,522	△16,346	77,198
会計方針の変更による累積的影響額			△3,059		△3,059
会計方針の変更を反映した当期首残高	12,484	11,538	66,462	△16,346	74,138
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,811		△1,811
親会社株主に帰属する当期純利益			3,725		3,725
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
譲 渡 制 限 株 式 報 酬			△2	24	22
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	1,912	24	1,936
当 期 末 残 高	12,484	11,538	68,374	△16,322	76,075

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括 利益累計額合計	
当 期 首 残 高	3,749	1,737	△533	4,953	82,152
会計方針の変更による累積的影響額					△3,059
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,749	1,737	△533	4,953	79,092
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△1,811
親会社株主に帰属する当期純利益					3,725
自 己 株 式 の 取 得					△0
譲 渡 制 限 株 式 報 酬					22
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	601	1,611	273	2,486	2,486
当 期 変 動 額 合 計	601	1,611	273	2,486	4,423
当 期 末 残 高	4,350	3,348	△259	7,440	83,515

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社数 13社

[主要な連結子会社名]

芝浦機械エンジニアリング(株)、東栄電機(株)、(株)不二精機製造所、芝浦SEMテック(株)、SHIBAURA MACHINE (SHANGHAI) CO., LTD.、SHIBAURA MACHINE MANUFACTURING (THAILAND) CO., LTD.、SHIBAURA MACHINE INDIA PRIVATE LIMITED、SHIBAURA MACHINE (THAILAND) CO., LTD.、SHIBAURA MACHINE SINGAPORE PTE. LTD.、SHIBAURA MACHINE COMPANY, AMERICA

- (2) 非連結子会社数 9社

[主要な非連結子会社名]

SHIBAURA MACHINE TAIWAN CO., LTD.、PT. SHIBAURA MACHINE INDONESIA、SHIBAURA MACHINE VIETNAM COMPANY LIMITED
非連結子会社(9社)の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等はいずれも小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていませんので、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用関連会社 1社

- (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社

非連結子会社数 9社

関連会社数 1社

[主要な非連結子会社・関連会社名]

SHIBAURA MACHINE TAIWAN CO., LTD.、PT. SHIBAURA MACHINE INDONESIA、SHIBAURA MACHINE VIETNAM COMPANY LIMITED
非連結子会社(9社)及び関連会社(1社)の当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等はいずれも小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていませんので、持分法の適用範囲から除いております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、SHIBAURA MACHINE (SHANGHAI) CO., LTD.、SHANGHAI SHIBAURA MACHINE CO., LTD.、SHIBAURA MACHINE (SHENZHEN) CO., LTD.の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、これらの会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

4. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

5. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- 商品及び製品・仕掛品……………主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
 原材料及び貯蔵品……………主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

6. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

- 建物……………当社及び(株)不二精機製造所は、定額法を採用しております。
 他の国内連結子会社については、1998年4月1日以降に取得した建物は定額法、それ以外の建物は定率法によっております。
 建物以外……………定率法を採用しております。
 ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。
 ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 製品保証引当金

製品納入後の保証期間内に発生する補修費用の支出に充てるため、売上高を基準として過去の実績率により算定した額に、将来の見込を加味した額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

国内連結子会社は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

8. 収益及び費用の計上基準

収益は、以下の5ステップアプローチに基づき認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務が充足されたときに（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社グループは、成形機事業、工作機械事業、制御機械事業およびその他の事業に関わる製品の製造、販売及び保守サービスを行っており、それぞれ以下のとおり収益を認識しております。

収益は、顧客との契約で明確にされている対価に基づき測定しております。契約の対価の総額は、すべての製品およびサービスにそれらの独立販売価格に基づき配分され、独立販売価格は、類似する製品又はサービスの販売価格やその他合理的に利用可能な情報を参照して算定しております。

製品を顧客に移転する前に顧客から対価を受け取る場合、顧客から対価を受け取った時から契約当初において予定された移転時点までの期間が1年を超える場合においては、重要な金利要素の影響を調整しております。

なお、製品の販売における顧客との契約には製品が合意された仕様に従っていることを保証する条項が含まれており、当社および連結子会社は、この保証に関連する費用に対して製品保証引当金を認識しております。

①成形機事業

成形機事業は、射出成形機、ダイカストマシン、押出成形機の製造、販売および保守サービスを行う事業であり、顧客との売買契約において、受注した製品を製造し引き渡すとともに、顧客に当該製品を用いた生産活動を可能にさせる義務を負っております。

各製品の販売は通常、製品に対する支配が顧客に移転したとき、すなわち、製品を顧客の指定した場所へ配送し、引き渡し、検収を受けた時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客から支払いを受ける権利を得るため、その時点で収益を認識しております。

②工作機械事業

工作機械事業は、工作機械（大型機、門形機、横中ぐり盤、立旋盤など）、超精密加工機などの製造、販売および保守サービスを行う事業であり、顧客との売買契約において、受注した製品を製造し引き渡すとともに、顧客に当該製品を用いた生産活動を可能にさせる義務を負っております。

各製品の販売は通常、製品に対する支配が顧客に移転したとき、すなわち、製品を顧客の指定した場所へ配送し、引き渡し、検収を受けた時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客から支払いを受ける権利を得るため、その時点で収益を認識しております。

③制御機械事業

制御機械事業は、産業用ロボット、電子制御装置などの製造、販売および保守サービスを行う事業であり、顧客との売買契約において、受注した製品を製造し引き渡す義務を負っております。

各製品の販売は通常、製品に対する支配が顧客に移転したとき、すなわち、製品を顧客の指定した場所へ配送し、引き渡した時点で顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客から支払いを受ける権利を得るため、その時点で収益を認識しております。

9. 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

また、数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から処理しております。

10. ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

11. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

12. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び国内連結子会社は、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取り扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、以下の変更を行いました。

製品の販売

主に成形機事業および工作機械事業における製品の販売に係る収益について、従来は顧客へ製品を引き渡した時点で収益を認識しておりましたが、製品に対する支配が顧客に移転したとき、すなわち、製品を顧客の指定した場所へ配送し、引渡し、検収を受けた時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客から支払いを受ける権利を得るため、その時点で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当連結会計年度の売上高は1,777百万円減少し、売上原価は1,649百万円減少し、販売費及び一般管理費は627百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ499百万円増加しております。また、利益剰余金の期首残高は3,059百万円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当連結会計年度より「契約負債」に含めて表示することとしました。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」

（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
繰延税金資産（貸借対照表計上額） 565百万円、繰延税金負債（貸借対照表計上額） 440百万円
（相殺前の繰延税金資産 3,136百万円、相殺前の繰延税金負債 3,011百万円）
- (2) その他の情報
 - ①算出方法
将来減算一時差異および税務上の繰越欠損金のうち未使用のものに対して、将来の収益力に基づく課税所得に基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは翌期の事業計画を基礎として、将来獲得しうる課税所得の時期および金額を合理的に見積もり、算定しております。
 - ②主要な仮定
将来の収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性を判断するにあたっては、一時差異等の解消見込年度における課税所得を見積もっております。課税所得は、グループ各社における翌期の事業計画を基礎としており、当該事業計画は、各製品ごとの受注残高の発現時期および翌期の受注状況を予測し、作成しております。なお、新型コロナウイルス感染症の影響は現時点においても継続しておりますが、翌連結会計年度の下期以降徐々に解消していくと仮定しております。
 - ③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響
主要な仮定である受注残高の発現時期および受注状況の予測は、地政学的リスクによる想定を超えた一部製品の販売台数の減少および販売価格の下落や新型コロナウイルス感染症による影響が再拡大した場合など、将来の不確実な経済状況の影響による見積りの不確実性を伴うため、課税所得の見積額が変動することにより、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与えるリスクがあります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 54,895百万円
有形固定資産の減価償却累計額には、減損損失累計額502百万円を含んでおります。
2. 保証債務
金融機関等に対する支払保証

Wells Fargo Equipment Finance	456百万円
TM Acceptance Corp.	72百万円
Huntington National Bank	68百万円
計	597百万円
3. コミットメントライン契約
当社は、資金調達機の機動性及び安定性を確保し、今後の資金需要に備えることを目的として、取引銀行3行とコミットメントライン契約を締結しております。当該契約に基づく当連結会計年度末における借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額	10,000百万円
借入実行残高	-百万円
差引額	10,000百万円
4. 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

受取手形	1,927百万円
売掛金	20,690百万円
契約資産	995百万円

連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

場 所	用 途	種 類
宮城県 仙台市	遊休資産	建物及び構築物等

(2) 減損損失の認識に至った経緯

当社東北支店の移転に伴い、同支店の固定資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失の金額

種 類	金額（百万円）
建物及び構築物	36
その他の無形固定資産	3
合計	40

(4) 資産のグルーピングの方法

当社は原則として、事業用資産についてはカンパニーを基準としてグルーピングを行っており、連結子会社については各社を一つの単位としてグルーピングを行っております。

また、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

(5) 回収可能価額の算定方法

減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額であります。正味売却価額は備忘価額により評価しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式

29,977,106株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2021年5月12日取締役会	普通株式	905	37.50	2021年3月31日	2021年5月31日
2021年11月9日取締役会	普通株式	905	37.50	2021年9月30日	2021年12月2日
計		1,811			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2022年5月26日開催の取締役会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり決議しております。

- | | |
|------------|------------|
| ① 配当金の総額 | 905百万円 |
| ② 配当の原資 | 利益剰余金 |
| ③ 1株当たり配当額 | 37.50円 |
| ④ 基準日 | 2022年3月31日 |
| ⑤ 効力発生日 | 2022年6月16日 |

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行等金融機関からの借入によっております。

受取手形、売掛金及び契約資産に係る顧客の信用リスクは、販売管理規程等に沿ってリスク低減を図っております。

また、投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の用途は運転資金及び設備投資資金であります。

なお、デリバティブ取引は内部管理規程に従い、実需の範囲で行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 受取手形、売掛金及び契約資産	23,613	23,613	0
(2) 投資有価証券	8,183	8,183	－
資産計	31,796	31,796	0
(3) 長期借入金 (1年以内に返済予定のものを含む)	3,800	3,808	8
負債計	3,800	3,808	8
デリバティブ取引 (*2)	(28)	(28)	－

(*1) 「現金及び預金」、「支払手形及び買掛金」及び「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(*3) 為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている外貨建金銭債権債務と一体として処理されているため、その時価は、当該金銭債権債務の時価に含めて記載しております。

(*4) 市場価格のない株式等 (連結貸借対照表計上額503百万円) は、「(2) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区 分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	8,183	－	－	8,183
資産計	8,183	－	－	8,183
デリバティブ取引	－	28	－	28
負債計	－	28	－	28

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区 分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形、売掛金及び契約資産	－	23,613	－	23,613
資産計	－	23,613	－	23,613
長期借入金（1年以内に返済予定のものを含む）	－	3,808	－	3,808
負債計	－	3,808	－	3,808

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

受取手形、売掛金及び契約資産

これらの時価は、短期で決済されるものを除き、一定の期間ごとに区分した債権ごとに信用リスクを加味した受取見込額を残存期間に対応する安全性の高い利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年以内に返済予定のものを含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規と同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度における仕向地別（外部顧客の所在地別）に分解された売上収益および分解された売上収益と各事業の売上収益の関係は、以下のとおりであります。

	成形機 (百万円)	工作機械 (百万円)	制御機械 (百万円)	その他(注) (百万円)	合計 (百万円)
日本	18,685	11,161	5,671	972	36,490
米国	11,299	2,706	55	0	14,062
中国	22,747	7,411	1,414	—	31,573
その他アジア	19,525	1,669	444	1	21,640
その他地域	3,297	623	82	6	4,010
顧客との契約から生じる収益	75,554	23,572	7,669	981	107,777
その他の源泉から生じる収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	75,554	23,572	7,669	981	107,777

(注) 「その他」の区分は、材料加工、環境測定等の事業であります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 8.収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

当連結会計年度における顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債は以下のとおりであります。

	期首残高（百万円）	期末残高（百万円）
顧客との契約から生じた債権	19,812	22,618
契約資産	1,985	995
契約負債	18,590	28,887

契約負債は、主に製品代金にかかる顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度に認識した収益のうち、期首時点の契約負債残高に含まれていたものは16,601百万円です。なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足（または部分的に充足）した履行義務から認識した収益の金額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末における未充足（または部分的に未充足）の履行義務に配分した取引価格の総額および収益の認識が見込まれる期間別の内訳は、以下のとおりであります。

1年以内	93,460百万円
1年超2年以内	46,670百万円
2年超3年以内	657百万円
3年超	1百万円
合計	140,790百万円

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	3,457円58銭
1株当たり当期純利益	154円27銭

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位 百万円：切り捨て)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	100,803	流動負債	59,143
現金及び預金	35,629	支払手形	2,080
受取手形	4,105	買掛金	17,024
売掛金及び契約資産	17,928	短期借入金	10,590
商品及び製品	17,100	リース債務	16
仕掛品	18,015	未払金	403
原材料及び貯蔵品	37	未払法人税等	166
短期貸付金	742	未払費用	1,365
未収入金	3,924	契約負債	25,308
その他の流動資産	3,336	賞与引当金	1,545
貸倒引当金	△18	製品保証引当金	501
固定資産	35,124	その他の流動負債	141
有形固定資産	17,107	固定負債	10,188
建物及び構築物	7,932	長期借入金	3,300
機械及び装置	2,342	リース債務	53
車両及び運搬具	11	長期未払金	5
工具、器具及び備品	232	退職給付引当金	6,444
土地	5,688	資産除去債務	384
リース資産	63	負債合計	69,332
建設仮勘定	837	(純資産の部)	
無形固定資産	534	株主資本	62,245
その他の無形固定資産	534	資本金	12,484
投資その他の資産	17,482	資本剰余金	11,538
投資有価証券	8,234	資本準備金	11,538
関係会社株式	6,399	利益剰余金	54,544
関係会社出資金	1,773	その他利益剰余金	54,544
長期貸付金	301	固定資産圧縮積立金	189
長期前払費用	43	繰越利益剰余金	54,354
繰延税金資産	208	自己株式	△16,322
その他の投資	1,944	評価・換算差額等	4,350
貸倒引当金	△1,423	その他有価証券評価差額金	4,350
資産合計	135,928	純資産合計	66,596
		負債・純資産合計	135,928

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位 百万円：切り捨て)

科 目	金	額
売上高		77,650
売上原価		59,353
売上総利益		18,297
販売費及び一般管理費		17,667
営業利益		630
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,211	
その他の営業外収益	959	3,171
営業外費用		
支払利息	104	
その他の営業外費用	899	1,004
経常利益		2,797
特別利益		
固定資産売却益	10	
投資有価証券売却益	25	35
特別損失		
固定資産処分損	131	
投資有価証券売却損	3	
関係会社株式評価損	307	
投資有価証券評価損	17	
減損損失	40	500
税引前当期純利益		2,332
法人税、住民税及び事業税	△376	
法人税等調整額	△596	△973
当期純利益		3,305

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位 百万円：切り捨て)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 計
		資 準 備 本 金	資 剰 余 金 計	本 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計	利 益 剰 余 金 計		
当 期 首 残 高	12,484	11,538	11,538	197	55,767	55,965	△16,346	63,642	
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額						△2,913		△2,913	
会計方針の変更を 反映した当期首残高	12,484	11,538	11,538	197	52,854	53,052	△16,346	60,728	
当 期 変 動 額									
固定資産圧縮積立金の取崩				△8	8	-		-	
剰 余 金 の 配 当					△1,811	△1,811		△1,811	
当 期 純 利 益					3,305	3,305		3,305	
自 己 株 式 の 取 得							△0	△0	
譲渡制限付株式報酬					△2	△2	24	22	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								-	
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	△8	1,500	1,492	24	1,516	
当 期 末 残 高	12,484	11,538	11,538	189	54,354	54,544	△16,322	62,245	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	3,749	3,749	67,391
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額			△2,913
会計方針の変更を 反映した当期首残高	3,749	3,749	64,478
当 期 変 動 額			
固定資産圧縮積立金の取崩			-
剰 余 金 の 配 当			△1,811
当 期 純 利 益			3,305
自 己 株 式 の 取 得			△0
譲渡制限付株式報酬			22
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	601	601	601
当 期 変 動 額 合 計	601	601	2,117
当 期 末 残 高	4,350	4,350	66,596

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

個別注記表

重要な会計方針に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法
 - その他有価証券
 - 市場価格のない株式等以外のもの
 - 決算日の市場価格等に基づく時価法
 - (評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定)
 - 市場価格のない株式等…移動平均法による原価法
2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - 商品及び製品・仕掛品…主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
 - 原材料及び貯蔵品……移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
 - 建物……………定額法を採用しております。
 - 建物以外……………定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。
 - (2) 無形固定資産
定額法を採用しております。
ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
4. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - (3) 製品保証引当金
製品納入後の保証期間内に発生する補修費用の支出に充てるため、売上高を基準として過去の実績率により算定した額に、将来の見込を加味した額を計上しております。
 - (4) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

また、数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日事業年度から処理しております。

5. 収益及び費用の計上基準

収益は、以下の5ステップアプローチに基づき認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務が充足されたときに（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社は、成形機事業、工作機械事業、制御機械事業およびその他の事業に関わる製品の製造、販売及び保守サービスを行っており、それぞれ以下のとおり収益を認識しております。

収益は、顧客との契約で明確にされている対価に基づき測定しております。契約の対価の総額は、すべての製品およびサービスにそれらの独立販売価格に基づき配分され、独立販売価格は、類似する製品又はサービスの販売価格やその他合理的に利用可能な情報を参照して算定しております。製品を顧客に移転する前に顧客から対価を受け取る場合、顧客から対価を受け取った時から契約当初において予定された移転時点までの期間が1年を超える場合においては、重要な金利要素の影響を調整しております。

なお、製品の販売における顧客との契約には製品が合意された仕様に従っていることを保証する条項が含まれており、当社は、この保証に関連する費用に対して製品保証引当金を認識しております。

① 成形機事業

成形機事業は、射出成形機、ダイカストマシン、押出成形機の製造、販売および保守サービスを行う事業であり、顧客との売買契約において、受注した製品を製造し引き渡すとともに、顧客に当該製品を用いた生産活動を可能にさせる義務を負っております。

各製品の販売は通常、製品に対する支配が顧客に移転したとき、すなわち、製品を顧客の指定した場所へ配送し、引き渡し、検収を受けた時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客から支払いを受ける権利を得るため、その時点で収益を認識しております。

② 工作機械事業

工作機械事業は、工作機械（大型機、門形機、横中ぐり盤、立旋盤など）、超精密加工機などの製造、販売および保守サービスを行う事業であり、顧客との売買契約において、受注した製品を製造し引き渡すとともに、顧客に当該製品を用いた生産活動を可能にさせる義務を負っております。

各製品の販売は通常、製品に対する支配が顧客に移転したとき、すなわち、製品を顧客の指定した場所へ配送し、引き渡し、検収を受けた時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客から支払いを受ける権利を得るため、その時点で収益を認識しております。

③ 制御機械事業

制御機械事業は、産業用ロボット、電子制御装置などの製造、販売および保守サービスを行う事業であり、顧客との売買契約において、受注した製品を製造し引き渡す義務を負っております。

各製品の販売は通常、製品に対する支配が顧客に移転したとき、すなわち、製品を顧客の指定した場所へ配送し、引き渡した時点で顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客から支払いを受ける権利を得るため、その時点で収益を認識しております。

6. ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

7. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

8. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、以下の変更を行いました。

製品の販売

主に成形機事業および工作機械事業における製品の販売に係る収益について、従来は顧客へ製品を引き渡した時点で収益を認識しておりましたが、製品に対する支配が顧客に移転したとき、すなわち、製品を顧客の指定した場所に配送し、引渡し、検収を受けた時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客から支払いを受ける権利を得るため、その時点で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。この結果、当事業年度の売上高は1,361百万円減少し、売上原価は1,350百万円減少し、販売費及び一般管理費は590百万円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ579百万円増加しております。また、利益剰余金の期首残高は2,913百万円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金及び契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示することとしました。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（貸借対照表計上額） 208百万円

（相殺前の繰延税金資産 2,217百万円、相殺前の繰延税金負債 2,008百万円）

- (2) その他の情報

①算出方法

将来減算一時差異および税務上の繰越欠損金のうち未使用のものに対して、将来の収益力に基づく課税所得に基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは翌期の事業計画を基礎として、将来獲得しうる課税所得の時期および金額を合理的に見積り、算定しております。

②主要な仮定

将来の収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性を判断するにあたっては、一時差異等の解消見込年度における課税所得を見積もっております。課税所得は、当社における翌期の事業計画を基礎としており、当該事業計画は、各製品ごとの受注残高の発現時期および翌期の受注状況を予測し、作成しております。なお、新型コロナウイルス感染症の影響は現時点においても継続しておりますが、翌事業年度の下期以降徐々に解消していくと仮定しております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定である受注残高の発現時期および受注状況の予測は、地政学的リスクによる想定を超えた一部製品の販売台数の減少および販売価格の下落や新型コロナウイルス感染症による影響が再拡大した場合など、将来の不確実な経済状況の影響による見積りの不確実性を伴うため、課税所得の見積額が変動することにより、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与えるリスクがあります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 44,231百万円
有形固定資産の減価償却累計額には、減損損失累計額117百万円を含んでおります。

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 9,887百万円

長期金銭債権 558百万円

短期金銭債務 1,670百万円

3. 取締役に対する金銭債務

長期金銭債務 5百万円

4. コミットメントライン契約

当社は、資金調達の機動性及び安定性を確保し、今後の資金需要に備えることを目的として、取引銀行3行とコミットメントライン契約を締結しております。当該契約に基づく当事業年度末における借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額 10,000百万円

借入実行残高 ー百万円

差引額 10,000百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

売上高 17,927百万円

仕入高 15,249百万円

営業取引以外の取引高 2,115百万円

2. 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

場 所	用 途	種 類
宮城県 仙台市	遊休資産	建物及び構築物等

(2) 減損損失の認識に至った経緯

当社東北支店の移転に伴い、同支店の固定資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失の金額

種 類	金額（百万円）
建物及び構築物	36
その他の無形固定資産	3
合 計	40

(4) 資産のグルーピングの方法

当社は原則として、事業用資産についてはカンパニーを基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

(5) 回収可能価額の算定方法

減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額であります。正味売却価額は備忘価額により評価しております。

3. 関係会社株式評価損

関係会社株式評価損は、非連結子会社であるSHIBAURA MACHINE UK LTD.及びセパレータデザイン(株)の株式に係る評価損であります。

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式

5,822,705株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金、賞与引当金の否認等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額によるものです。

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等
該当する事項はございません。

2. 子会社及び関連会社

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
子会社	芝浦機械 エンジニアリング(株)	所有 直接 100%	当社製品・部品の販売	製品・部品の 販売(注1)	1,282	受取手形 売掛金及び 契約資産	201 142
子会社	東栄電機(株)	所有 直接 100%	東栄電機(株)製品・部品の 購入	製品・部品の 購入(注1)	8,172	買掛金	954
子会社	SHIBAURA MACHINE (SHANGHAI) CO., LTD.	所有 直接 100%	当社部品の販売	部品の販売 (注1)	1,754	売掛金及び 契約資産	1,191
			技術使用契約の締結	技術使用料の 受取(注3)	399	売掛金及び 契約資産	301
			SHIBAURA MACHINE (SHANGHAI) CO., LTD. 製品・部品の購入	製品・部品の 購入(注1)	2,782	買掛金	109
子会社	SHIBAURA MACHINE MANUFACTURING (THAILAND) CO., LTD.	所有 直接 100%	技術使用契約の締結	技術使用料の 受取(注3)	186	売掛金及び 契約資産	46
			資金の援助	利息の受取 (注2)	6	短期貸付金	720
子会社	SHIBAURA MACHINE INDIA PRIVATE LIMITED	所有 直接 100%	技術使用契約の締結	技術使用料の 受取(注3)	12	売掛金及び 契約資産	7
			資金の援助	利息の受取 (注2)	5	長期貸付金	296
子会社	SHIBAURA MACHINE SINGAPORE PTE. LTD.	所有 直接 100%	当社製品・部品の販売	製品・部品の 販売(注1)	1,680	売掛金及び 契約資産	516
子会社	SHIBAURA MACHINE COMPANY, AMERICA	所有 直接 100%	当社製品・部品の販売	製品・部品の 販売(注1)	9,954	売掛金及び 契約資産	5,148

取引条件及び取引条件の決定方針

(注1) 取引価格その他の取引条件につきましては、市場価格を勘案して、一般的取引条件と同様に決定しております。

(注2) 貸付につきましては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注3) 技術使用料につきましては、締結した契約に基づき決定しております。

(注4) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

3. 兄弟会社等

該当する事項はございません。

4. 役員及び個人主要株主等

該当する事項はございません。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

2,757円10銭

1株当たり当期純利益

136円87銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月31日

芝浦機械株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 向 出 勇 治
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 近 藤 正 智
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、芝浦機械株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、芝浦機械株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月31日

芝浦機械株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 向出 勇治
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 近藤 正智
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、芝浦機械株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第99期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第99期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会規程および監査等委員会監査等基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画、職務分担等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役、執行役員および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等とオンライン形式も交えて意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業報告を受けました。
- (2) 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項は、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2022年5月31日

芝浦機械株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員(議長) 高 橋 宏 ㊟

監 査 等 委 員 宇佐美 豊 ㊟

監 査 等 委 員 今 村 昭 文 ㊟

(注) 監査等委員宇佐美 豊および今村 昭文は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第17条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第17条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第16条（条文省略） <u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u>	第1条～第16条（現行どおり）
第17条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	（削 除）

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第18条～第36条 (条文省略) (新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(電子提供措置等)</p> <p>第17条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第18条～第36条 (現行どおり) (附則) (株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第1条 <u>現行定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第17条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（9名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきまして、監査等委員会は、各候補者とも当社の取締役として妥当であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者の番号	氏名	当社における現在の地位および担当	備考	取締役会出席状況
1	飯村幸生	代表取締役会長	再任	16回中16回 (100%)
2	坂元繁友	代表取締役社長 最高経営責任者 最高執行責任者 社長執行役員	再任	16回中16回 (100%)
3	小林昭美	取締役 専務執行役員 R&Dセンター長兼輸出管理本部長兼相模工場長、 管理部分担、システム戦略部分担	再任	16回中16回 (100%)
4	大田浩昭	取締役 最高財務責任者 専務執行役員 経営企画本部分担	再任	16回中16回 (100%)
5	佐藤 潔	社外取締役	再任 社外 独立	16回中16回 (100%)
6	岩崎 清悟	社外取締役	再任 社外 独立	16回中16回 (100%)
7	井上 弘	社外取締役	再任 社外 独立	16回中16回 (100%)
8	寺脇 一峰	社外取締役	再任 社外 独立	16回中16回 (100%)
9	早川 知佐	社外取締役	再任 社外 独立	16回中16回 (100%)

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	<p>再任</p> <p>飯村幸生 (1956年6月17日)</p>	<p>1980年4月 当社入社</p> <p>2000年10月 当社射出成形機技術部長</p> <p>2004年10月 当社微細転写事業部長</p> <p>2006年6月 当社取締役</p> <p>2008年6月 当社技術統括部長</p> <p>2009年6月 当社代表取締役社長</p> <p>2013年6月 当社代表取締役社長 社長執行役員</p> <p>2017年4月 当社代表取締役会長(現任) 最高経営責任者</p> <p>同年5月 (一社)日本工作機械工業会会長</p>	33,202株
<p>【取締役候補者とした理由】 飯村幸生氏は、2009年に当社代表取締役社長に就任後、強いリーダーシップでグループ全体を牽引してきました。2017年4月からは、当社代表取締役会長に就任し、さらなる企業価値向上を目指し当社グループの経営を担っております。今後もコーポレートガバナンスおよび経営監督体制の一層の強化を期待し、取締役候補者としております。</p> <p>【取締役会出席状況(2021年4月1日から2022年3月31日まで)】 16回中16回すべてに出席</p>			
2	<p>再任</p> <p>坂元繁友 (1958年5月22日)</p>	<p>1983年4月 当社入社</p> <p>2006年6月 当社企画部長</p> <p>2009年6月 当社取締役</p> <p>2010年6月 当社東京本店長</p> <p>同年10月 当社グローバル戦略室長</p> <p>2013年6月 当社取締役常務執行役員、コンポーネントユニット長兼企画本部長</p> <p>2016年6月 当社代表取締役専務執行役員、コンプライアンス本部長兼輸出管理部長兼経営企画本部長兼相模工場長、RMO</p> <p>2017年4月 当社工作機械ユニット長兼御殿場工場長</p> <p>同年6月 当社経営企画本部分担、TQM推進室分担</p> <p>2019年6月 当社代表取締役副社長執行役員</p> <p>2020年2月 当社代表取締役社長 最高執行責任者 社長執行役員(現任)</p> <p>同年4月 当社輸出管理本部長</p> <p>2021年6月 当社最高経営責任者(現任)</p>	13,569株
<p>【取締役候補者とした理由】 坂元繁友氏は、経営企画部門を中心とした豊富な経験と実績をもとに、2020年2月に当社代表取締役社長に就任し、経営改革プランの遂行をはじめ当社グループの経営を担っております。今後も経営基盤の一層の強化および経営改革プランの確実な遂行による企業価値向上を期待し、取締役候補者としております。</p> <p>【取締役会出席状況(2021年4月1日から2022年3月31日まで)】 16回中16回すべてに出席</p>			

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> こばやし あき よし 小 林 昭 美 (1960年11月14日)	1985年4月 当社入社 2004年10月 当社押出成形機技術部長 2013年6月 当社押出成形機事業部長 2014年6月 当社執行役員、先進機械ユニット副ユニット長 2015年6月 当社取締役執行役員、先進機械ユニット長 2016年6月 当社制御システム事業部分担 2017年4月 当社成形機ユニット長兼管理本部長兼相模工場長 2018年6月 当社取締役上席常務執行役員、経営企画本部長兼技術・品質本部長 2019年6月 当社取締役専務執行役員（現任）、制御システム事業部分担 2020年2月 当社コンプライアンス本部長 同年4月 当社R&Dセンター長兼相模工場長、管理部分担、システム戦略部分担（現任） 2021年6月 当社輸出管理本部長（現任）	11,490株
<p>【取締役候補者とした理由】 小林昭美氏は、当社取締役就任後、これまでの押出成形機事業での業務執行を通じた豊富な経験と実績をもとに、おもに研究開発部門の観点から経営を担っております。今後も当社グループの事業の発展ならびに技術および品質向上の推進に適任であり、経営の意思決定と監督の遂行を期待し、取締役候補者としております。</p> <p>【取締役会出席状況（2021年4月1日から2022年3月31日まで）】 16回中16回すべてに出席</p>			

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
4	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> おお た ひろ あき 大 田 浩 昭 (1962年3月7日)	1984年4月 (株)三井銀行(現、(株)三井住友銀行) 入行 2001年4月 大和証券SMBC(株)(現、大和証券(株)) 入社 2009年2月 GCAサヴィアン(株)(現、フーリハン・ローキー(株)) 入社 2014年3月 (株)メザニン 監査役 同年8月 GCA FAS(株)(現、G-FAS(株)) 監査役 2015年2月 GCAサヴィアン(株)(現、フーリハン・ローキー(株)) CFO、マネージングディレクター GCA Savvian Singapore Private Ltd. (現、Houlihan Lokey Advisers Singapore Private Ltd.) 取締役 同年3月 GCAサヴィアン(株)(現、フーリハン・ローキー(株)) 取締役CFO、マネージングディレクター 2017年4月 GCA(株)(現、フーリハン・ローキー(株)) マネージングディレクター 2020年4月 GCAパートナーズ(株)(現、フーリハン・ローキー(株)) 専務執行役員 同年6月 当社取締役 同年8月 当社取締役 最高財務責任者 専務執行役員、経営企画本部分担(現任)	3,790株
【取締役候補者とした理由】 大田浩昭氏は、他社での業務執行を通じた財務や企業経営に関する豊富な経験と実績をもとに、CFOとして当社グループの経営体制の強化を担っております。今後も当社グループの経営体制の強化に適任であり、経営の意思決定と監督の遂行を期待し、取締役候補者としております。 【取締役会出席状況(2021年4月1日から2022年3月31日まで)】 16回中16回すべてに出席			

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
5	<p>再任</p> <p>社外取締役候補者</p> <p>独立役員候補者</p> <p>佐藤 清潔 (1956年4月2日)</p>	<p>1979年4月 東京エレクトロン(株)入社</p> <p>2003年4月 同社社長付執行役員</p> <p>同年6月 同社代表取締役社長</p> <p>2009年4月 同社取締役副会長</p> <p>2011年6月 同社取締役</p> <p>Tokyo Electron America, Inc.取締役会長</p> <p>Tokyo Electron Europe Ltd.取締役会長</p> <p>2013年11月 TEL Solar AG取締役社長</p> <p>2016年6月 東京エレクトロン山梨(株)監査役</p> <p>2017年6月 当社社外取締役(現任)</p> <p>2019年6月 マツダ(株)社外取締役(現任)</p> <p>同年同月 稲畑産業(株)社外取締役(現任)</p>	0株
		<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</p> <p>佐藤清潔氏は、人格、見識ともに優れており、海外事業を含め他社役員として得られた豊富な経験と見識を活かして、業務執行の妥当性・適正性確保のための助言・提言等いただくことを期待し、社外取締役候補者としております。</p> <p>【独立性について】</p> <p>重要な兼職先であるマツダ(株)、稲畑産業(株)と当社との間に、特別の関係はありません。</p> <p>【取締役会出席状況(2021年4月1日から2022年3月31日まで)】</p> <p>16回中16回すべてに出席</p>	
6	<p>再任</p> <p>社外取締役候補者</p> <p>独立役員候補者</p> <p>岩崎 清悟 (1946年10月8日)</p>	<p>1969年3月 静岡ガス(株)入社</p> <p>1988年7月 同社総合企画グループリーダー</p> <p>1996年3月 同社取締役</p> <p>2000年3月 同社常務取締役</p> <p>2001年3月 同社専務取締役</p> <p>2006年3月 同社代表取締役 取締役社長</p> <p>2011年1月 同社代表取締役 取締役会長</p> <p>2014年5月 スター精密(株)社外取締役(現任)</p> <p>2015年6月 (株)村上開明堂社外取締役(現任)</p> <p>2018年1月 静岡ガス(株)取締役特別顧問</p> <p>同年6月 当社社外取締役(現任)</p> <p>2020年3月 静岡ガス(株)特別顧問(現任)</p>	5,300株
		<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</p> <p>岩崎清悟氏は、人格、見識ともに優れており、他社役員として得られた豊富な経験と見識を活かして、業務執行の妥当性・適正性確保のための助言・提言等いただくことを期待し、社外取締役候補者としております。</p> <p>【独立性について】</p> <p>重要な兼職先であるスター精密(株)、(株)村上開明堂と当社との間に、特別の関係はありません。</p> <p>【取締役会出席状況(2021年4月1日から2022年3月31日まで)】</p> <p>16回中16回すべてに出席</p>	

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
7	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外取締役候補者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立役員候補者</div> いのうえ ひろし 井上 弘 (1940年1月5日)	1963年4月 (株)東京放送入社 1993年6月 同社取締役 1996年6月 同社常務取締役 1997年6月 同社専務取締役 2001年6月 同社代表取締役副社長 2002年6月 同社代表取締役社長 2004年10月 (株)TBSテレビ代表取締役社長 2006年6月 東京エレクトロン(株)社外取締役 2009年4月 (株)東京放送ホールディングス(現、(株)TBSホールディングス)代表取締役会長 (株)TBSテレビ代表取締役会長 (一社)日本民間放送連盟会長 2012年4月 2016年4月 (株)東京放送ホールディングス(現、(株)TBSホールディングス)取締役名誉会長 (株)TBSテレビ取締役名誉会長 2018年6月 (株)TBSテレビ相談役 2019年6月 当社社外取締役(現任)	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 井上弘氏は、人格、見識ともに優れており、他社役員として得られた豊富な経験と見識を活かして、業務執行の妥当性・適正性確保のための助言・提言等いただくことを期待し、社外取締役候補者としております。</p> <p>【取締役会出席状況(2021年4月1日から2022年3月31日まで)】 16回中16回すべてに出席</p>			

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
	<p>再任</p> <p>社外取締役候補者</p> <p>独立役員候補者</p> <p>てら わき かず みね 寺 脇 一 峰 (1954年4月13日)</p>	<p>1980年4月 東京地方検察庁検事任官</p> <p>2014年1月 公安調査庁長官</p> <p>2015年1月 仙台高等検察庁検事長</p> <p>2016年9月 大阪高等検察庁検事長</p> <p>2017年4月 大阪高等検察庁検事長退官</p> <p>同年6月 弁護士登録(東京弁護士会)、鈴木論法律事務所(現任)</p> <p>2018年2月 キューピー(株)社外監査役(現任)</p> <p>同年6月 (株)商工組合中央金庫社外監査役(現任)</p> <p>2019年6月 当社社外取締役(現任)</p> <p>同年6月 鹿島建設(株)社外監査役(現任)</p>	
8		<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</p> <p>寺脇一峰氏は、人格、見識ともに優れており、弁護士や他社社外役員として得られた豊富な経験と見識を活かして、業務執行の妥当性・適正性確保のための助言・提言等いただくことを期待し、社外取締役候補者としております。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはございませんが、上記理由により、社外取締役として職務を適切に遂行できると判断しております。</p> <p>【独立性について】</p> <p>重要な兼職先であるキューピー(株)、(株)商工組合中央金庫、鹿島建設(株)と当社との間に、特別の関係はありません。</p> <p>【取締役会出席状況(2021年4月1日から2022年3月31日まで)】</p> <p>16回中16回すべてに出席</p>	300株

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
9	<p>再任</p> <p>社外取締役候補者</p> <p>独立役員候補者</p> <p>はや かわ ち さ 佐 早 川 知 佐 (1968年6月27日)</p>	<p>1991年4月 (株)三洋証券入社</p> <p>1998年3月 (株)ファンケル入社</p> <p>2009年7月 カルビー(株)入社</p> <p>2011年4月 同社IR部長</p> <p>2013年4月 同社執行役員、IR本部長</p> <p>2014年4月 同社経営企画・IR本部長</p> <p>2016年4月 同社東日本事業本部副本部長</p> <p>2017年4月 同社東日本事業本部長</p> <p>2019年4月 同社財務経理本部長</p> <p>2020年6月 当社社外取締役(現任)</p> <p>2021年4月 カルビー(株)財務経理・IR本部長(現任)</p> <p>2022年3月 (株)ミルボン社外取締役(現任)</p> <p>同年4月 カルビー(株)常務執行役員 CFO(現任)</p>	1,000株
		<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 早川知佐氏は、人格、見識ともに優れており、税理士、証券アナリストとしての専門的な知識および幅広い業務執行を通じて得られた豊富な経験と見識を活かして、業務執行の妥当性・適正性確保のための助言・提言等いただくことを期待し、社外取締役候補者としております。</p> <p>【独立性について】 重要な兼職先であるカルビー(株)、(株)ミルボンと当社との間に、特別の関係はありません。</p> <p>【取締役会出席状況(2021年4月1日から2022年3月31日まで)】 16回中16回すべてに出席</p>	

- (注) 1. 上記の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 佐藤潔、岩崎清悟、井上弘、寺脇一峰、早川知佐の五氏は、社外取締役候補者であります。
3. 佐藤潔、岩崎清悟、井上弘、寺脇一峰、早川知佐の五氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会の終結の時をもって佐藤潔氏は5年、岩崎清悟氏は4年、井上弘氏および寺脇一峰氏は3年、早川知佐氏は2年となります。
4. 当社は佐藤潔、岩崎清悟、井上弘、寺脇一峰、早川知佐の五氏との間で、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、五氏の再任が承認された場合、当社は五氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関して責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行なった行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。なお、各候補者の再任が承認された場合は、各候補者は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、佐藤潔、岩崎清悟、井上弘、寺脇一峰、早川知佐の五氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、五氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

2021年6月21日開催の第98回定時株主総会において決議された補欠の監査等委員である取締役竹内信博氏の選任の効力は、本定時株主総会の開始の時までとなりますので、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本選任の効力につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、予め監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
たけうちのぶひろ 竹内信博 (1953年4月8日)	1978年11月 デロイト ハスキングス アンド セルズ 公認会計士事務所(現、有限責任監査法人トーマツ) 入所 1982年4月 公認会計士登録 1998年7月 監査法人トーマツ(現、有限責任監査法人トーマツ) 退所 同年8月 竹内公認会計士事務所設立(現任) 2003年6月 生化学工業(株)社外監査役 2006年7月 (公財)水谷糖質科学振興財団監事(現任) 2008年6月 (株)大泉製作所社外監査役 2016年1月 オールニッポン・アセットマネジメント(株)社外監査役	0株
<p>【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 竹内信博氏は、人格、見識ともに優れており、また、公認会計士や他社社外役員として得られた豊富な経験と見識を監査における幅広い意見に反映していただくことを期待し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としております。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、監査等委員として職務を適切に遂行できると判断しております。</p> <p>【独立性について】 重要な兼職先である(公財)水谷糖質科学振興財団と当社との間に、特別の関係はありません。</p>		

- (注) 1. 竹内信博氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 竹内信博氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 竹内信博氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関して責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行なった行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。竹内信博氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 竹内信博氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、独立役員として指定する予定であります。

(ご参考) 第2号議案承認可決後の取締役および監査等委員が有する知識・経験・能力

当社は現中期経営計画の達成にあたり特に必要なスキルとして従来からの経営的、営業的、技術的専門能力に加えより高度なファイナンスの知識、市場との対話能力等を重視しており、独立社外取締役にはマネジメントに精通した企業経営経験者およびコンプライアンス、企業法務に精通した弁護士、財務会計に精通した公認会計士、IRの専門家などの専門性の高い人材を選任して、事業の競争力を伸ばしながら、健全で持続可能な成長が図れるよう取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスを取るようになっています。

氏名	役職	性別	専門性を発揮できる分野と経験								
			企業経営	内部統制・ガバナンス	法務・コンプライアンス	財務・会計	M&A・提携	I R・S R	製造・開発	マーケティング	国際経験
飯村 幸生	代表取締役会長	男性	●	●					●	●	●
坂元 繁友	代表取締役社長 最高経営責任者 最高執行責任者 社長執行役員	男性	●	●			●	●	●	●	●
小林 昭美	取締役 専務執行役員	男性	●	●					●		
大田 浩昭	取締役 最高財務責任者 専務執行役員	男性	●	●		●	●	●			●
佐藤 潔	社外取締役	男性	●	●			●			●	●
岩崎 清悟	社外取締役	男性	●	●						●	
井上 弘	社外取締役	男性	●	●						●	
寺脇 一峰	社外取締役	男性		●	●						
早川 知佐	社外取締役	女性		●		●		●			
高橋 宏	取締役 (常勤監査等委員)	男性		●		●					●
宇佐美 豊	社外取締役 (監査等委員)	男性		●		●					●
今村 昭文	社外取締役 (監査等委員)	男性		●	●						

※上記一覧表は、取締役および監査等委員の有するすべての知識・経験・能力を表すものではありません。

以上

株主総会会場ご案内図

東京都中央区八重洲一丁目3番7号 八重洲ファーストフィナンシャルビル
ベルサール八重洲 3階 「ROOM1+2+3」



「日本橋駅」 A7出口 直結（東京メトロ東西線・銀座線、都営地下鉄浅草線）

「東京駅」 八重洲北口徒歩約4分（JR線、東京メトロ丸ノ内線）



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。